

苫小牧市発注工事における特例監理技術者に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市の発注工事における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の取扱い等について、必要な事項を定める。

(兼任を認める工事)

第2条 特例監理技術者が建設工事を兼任することができるのは、次に掲げる条件の全てを満たす場合とし、合計で2件まで兼任を認めることができるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が発注した工事であること。
- (2) 工事場所が苫小牧市内であること。
- (3) 監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置すること。
- (4) 特例監理技術者を配置不可とする工事でないこと。

(兼任の手続き)

第3条 特例監理技術者を配置する場合、兼任する工事の工事名、発注者名、工事場所が明示された書類を提出すること。

(兼任の解除)

第4条 市長は、兼任を認めた工事において施工管理体制等が不十分と判断したときは、兼任を解除するものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。